

広島市興行場法施行条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正
第 1 条 （略） （営業許可の申請） 第 2 条 法第 2 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて広島市保健所長（以下「保健所長」という。）に提出しなければならない。<u>ただし、興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、当該興行場営業に係る第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる書類のうち、既に保健所長に提出されているものであつてその内容に変更がないものの添付を省略することができる。</u> (1) 興行場の敷地から半径 2 0 0 メートル以内の地域の見取図（縮尺及び方位を記載したもの） (2) 興行場の施設配置図、各階平面図、立面図及び縦断面図（それぞれ縮尺を記載したもの） (3) 換気設備の構造及び仕様の概要書 (4) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び当該法人の登記事項証明書 (5) その他保健所長が必要と認める書類 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	第 1 条 （現行に同じ。） （営業許可の申請） 第 2 条 法第 2 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて広島市保健所長（以下「保健所長」という。）に提出しなければならない。<u>（削る。）</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ (1)～(5) （現行に同じ。） _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____
第 3 条～第 5 条 （略） （変更、停止又は廃止の届出）	（譲渡による地位の承継の届出） 第 2 条の 2 法第 2 条の 2 第 2 項の規定により譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、所定の届出書に次に掲げる書類を添えて保健所長に提出しなければならない。 (1) <u>興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類</u> (2) <u>法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び当該法人の登記事項証明書</u> (3) <u>営業許可証</u> (4) <u>その他保健所長が必要と認める書類</u> 第 3 条～第 5 条 （現行に同じ。） （変更、停止又は廃止の届出）

現 行	改 正
第6条 営業者は、第2条の申請書<u>並びに第3条及び第4条</u>の届出書に記載した事項を変更したとき、又は営業の全部若しくは一部を<u>停止し</u>若しくは廃止したときは、所定の届出書に許可証を添えて、10日以内に保健所長に提出しなければならない。 第7条 （略）	第6条 営業者は、第2条の申請書<u>及び第2条の2から第4条までの</u>届出書に記載した事項を変更したとき、又は営業の全部若しくは一部を<u>停止し、</u>若しくは廃止したときは、所定の届出書に許可証を添えて、10日以内に保健所長に提出しなければならない。 第7条 （現行に同じ。）